

令和7年12月15日  
秋田県生活環境部環境整備課

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく行政処分について

- (1) 行政処分を受けた者（以下「対象者」という。）の氏名（法人にあつては名称）  
有限会社秋田東通永井組
- (2) 対象者の事務所及び事業場の所在地  
秋田県秋田市添川字添川 42 番地 2
- (3) 許可の種類及び許可番号  
産業廃棄物収集運搬業（許可番号：00504122619）
- (4) 行政処分の内容及び理由  
産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し  
対象者が、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第7条第5項第4号ニに該当したことから、対象者が法第14条第5項第2号イに該当するに至った。このことは、法第14条の3の2第1項第1号に規定する許可の取消事由に該当する。  
また、対象者の役員が、法第7条第5項第4号ニに該当したことから、対象者が法第14条第5項第2号ニに該当するに至った。このことは、法第14条の3の2第1項第2号に規定する許可の取消事由に該当する。
- (5) 行政処分の年月日  
令和7年12月8日